

# 新日本スポーツ連盟千葉県野球協議会規約

## 第1条（名称）

本協議会は新日本スポーツ連盟千葉県野球協議会（略称スポーツ連盟野球協議会）とし、事務所を新日本スポーツ連盟千葉県連盟（千葉市稲毛区穴川3-1-17黒川ビル）事務所内におく。

## 第2条（目的、活動）

本協議会の目的及び活動は、スポーツ連盟規約にのっとり行われ、野球界の大衆的、民主的発展に寄与する。

## 第3条（組織）

- 1）本協議会は千葉県内の市町村野球組織または同準備会によって構成される組織である。また、特殊な場合、クラブ及び個人が直接本協議会の所属となることができる。
- 2）本協議会に所属したクラブ及び個人は、県連盟に加入し連盟員となる。

## 4条（機関）

本協議会の最高決議機関は総会である。

（総会） 1， 総会は、原則として毎年2月に開催し、理事長が召集する。

3分の2以上の運営委員が必要と認めたときは、臨時総会を開催しなければならない。

2， 総会は代議員制とし選出基準は別に定める。総会の成立は代議員の過半数以上とし、決定は出席代議員の過半数以上とする。

3、総会は、前回総会以後の活動報告と決算及び次年度活動方針と予算を討議決定する。また、理事・運営委員と会計監査2名を選出する。

（代表者）

4， 本協議会を代表する理事長1名、副理事長若干名を置く事ができる。

(運営委員会) 5, 運営委員会は総会に次ぐ機関であり、議決に基づき日常の活動を決定し執行する。

6, 運営委員会は事務局長、事務局員若干名と必要な正副専門部長を選出する。

7, 運営委員会は定数の過半数で成立し、議決は出席者の過半数の賛成で決定する。

8, 運営委員会は毎月1回以上開き、理事長が招集する。

(役員会) 9, 役員会は理事で構成する。

10, 役員会は運営委員会の承認のもとに日常業務を執行する。

(専門部) 11, 正副部長は必要な部員を持つことができ、必要な場合は会合を開くことができる。

#### 第5条 (財政)

1, 本協議会は市町村野球組織または同準備会からの分担金と特殊な場合のクラブ、個人からの登録費、大会参加費、事業収入金、寄付金、自治体補助金で賄う。

2, 会計年度は1月1日より12月31日までとし、会計報告及び予算は総会の承認を必要とする。

#### 6条 (細則)

本規約に基づく運営細則は運営委員会の議決によってもうける。

#### 7条 (付則)

1, 本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の多数を持って議決する。

2, 本規約は1978年4月1日より実施するものとする。